

個人情報取扱特記事項

第1 趣旨

この事項は、乙が本協定による指定管理業務を行うにあたり、甲から引き渡され、又は自ら作成し若しくは取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）の重要性を認識し、本協定による業務を実施するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、本協定による指定管理業務（自主事業に係る業務含む）を行うに当たり、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。指定期間の満了若しくは指定の取り消し後も、同様とする。

第4 収集の制限

乙は、本協定による指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は本協定の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、本協定による指定管理業務を行うに当たり甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第7 適正な管理

乙は、保有個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他保有個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報取扱規程、漏洩時の職員罰則規程の整備、職員等に対する研修体制の確立等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8 再委託の禁止

乙は、本協定による指定管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者へその処理を委託してはならない。

- 2 甲の承諾は、乙と委託を受けた者の間で取り決めた個人情報の取扱いの内容が、本協定による乙の個人情報の取扱いの内容に準じたものであることを確認した上で行うものとする。

第9 資料等の返還等

乙は、保有個人情報が記録された資料等について、指定期間満了後若しくは指定の取り消し後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 従事者への周知

乙は、本協定による指定管理業務に従事している者に対し、従事期間中及び従事期間終了後も保有個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第176条又は、第179条の規程に該当した場合は罰則の適用があることを周知しなければならない。

- 2 乙は、周知実施結果、実施日、対象者等については記録し、保管しておかなければならない。

第11 実施調査

甲は、乙が本協定による指定管理業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について適切な措置が講じられているか確認するため、実施調査することができる。

第12 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。